

高圧ガス製造許可

1日の処理能力が100m³以上（第一種ガスは300m³以上）の設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者が、法第5条第1項に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- 1 申請単位 「事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 原則として工事に着手しようとする日の30日前までに行うこと。
標準事務処理日数【27日】（補正日数、祝・休日等を含まない。）
- 3 提出先 福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ
- 4 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- 5 提出部数 正本1部、抄本1部（抄本は、所在地を管轄する各地方振興局用となります。
なお、抄本には、提出書類一覧に記載してある書類のうち、1申請者の適格性を確認する書類等、3製造計画書に添付して必要になる書類の中の、(5)ガス設備及び高圧ガス設備の配管図、(6)機器一覧表及びその仕様書、構造図及び強度計算書等、(7)高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面、(8)耐震設計構造物の計算書を省略することができます。）
- 6 申請にあたっての留意事項
 - (1) 申請の内容（施設の規模、ガスの種類、保安設備等）によっては、事前協議を行うこと。
なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域内の事業所にあつては、高圧ガス保安法の製造許可申請の中に、他の保安関係二法（消防法、労働安全衛生法）又はいずれか一法に基づき許可申請又は届出が必要な設備等（法規制の競合）がある場合は、事前に申し出ること。
 - (2) 設備メーカーだけでなく、当該事業所の保安責任者も同行すること。
 - (3) 申請内容が法に定める基準に適合していること、特に運転の方法や設備によっては有資格者が確保されているか等を事前に確認のうえ申請すること。

7 提出書類一覧

高圧ガス製造許可申請書（様式1）のほか、次のような書類が必要になります。

必要となる書類		備考	
1 申請者の適格性を確認する書類等			
(1)	委任状	代表者以外の者が申請手続きをするとき [様式2の例による]	
(2)	登記事項証明書		法人の場合
(3)	住民票	市区町村長発行	個人の場合
2	製造計画書	[様式3、記載例8 - (3)項のとおり]	
3 製造計画書に添付して必要になる書類			
(1)	事業所全体平面図		
(2)	製造工程の概要を説明した書面及び図面		
(3)	高圧ガスフローシート		
(4)	高圧ガス製造施設配置図		
(5)	ガス設備及び高圧ガス設備の配管図		
(6)	機器一覧表及び その仕様書、構造図、強度計算書等	[様式4の例による]	
(7)	高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面		
(8)	耐震設計構造物に係る計算書		
(9)	容器置場（充てんプラットフォームを含む）、処理設備建屋等の図面		
(10)	保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面		
4	製造施設の位置及び付近の状況を示す図面（事業所案内図）	貯蔵設備を有しない移動式製造設備の場合は不要	

営業譲渡等により新たに許可申請を行う場合（施設の変更を伴わない場合）は、上記3の製造計画書の添付書類のうち、(3)高圧ガスフローシート（成績書等の機器番号明示）、(6)機器一覧表の他、「認定試験者試験等成績書（写）」等を添付すること。

8 提出書類の作成要領

(1) 高圧ガス製造許可申請書（様式 1）の作成要領

名 称（事業所の名称を含む。）

法人にあっては法人名称に加えて事業所名まで記入すること。個人にあっては事業所名を記入すること。

[例] 法人： (株) 工場、個人： 事業所
事務所所在地

法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

事業所所在地

高圧ガスの製造を行おうとする所在地を記入すること。

代表者氏名及び印

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあっては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

（委任により申請する場合）

申請は、当該法人の代表権を有する者が行うものでありますが、事業所の長等が代理人となって申請することもできます。

この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面（委任状）を添付すること。

(2) 申請者の適格性を確認する書類等の作成要領

委 任 状

委任により申請するときは、代表者から代理人に対しての委任を証した書面（委任状（様式 2））を添付すること。

登記事項証明書

法人にあっては、法人格、事務所所在地及び役員名等を確認するために必要になります。

代表者の住民票

申請者が個人の場合は、個人にあっては、事務所所在地を確認するために必要になります。

(3) 製造計画書の作成要領

製造計画書（様式3）の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

< 記載例 >

製 造 計 画 書

1 製造の目的等

(1) 製造施設の名称

（設置しようとする製造施設の名称を記載すること。）

(2) 製造の目的

（製造する高圧ガスの種類及びその製造目的を具体的に記載すること。）

(3) 製造の方法

（高圧ガスの製造手順を箇条書に簡潔に記載すること。）

2 処理設備の処理能力及び性能

（高圧ガスの種類毎に計算した処理能力を表にまとめ、個々の算式を記載すること。）

高圧ガスの種類	設備名	型式	台数	高圧ガスの状態	処理能力 Nm ³ /日	性能
				圧縮、液化、圧縮 + 液化		「別添機器一覧表のとおり」としておくこと。
				圧縮、液化、圧縮 + 液化		
合 計						

[続いて、設備毎の計算式を記載すること。]

（処理能力の算定は、各規則の計算方法に基づき行い小数点以下は四捨五入すること。）

3 貯蔵設備の貯蔵能力及び性能

（高圧ガスの種類毎に計算した貯蔵能力を表にまとめ、個々の算式を記載すること。）

注 [貯蔵設備が配管に接続されている場合には一群として合算して算出し、その他の場合は個々の貯蔵設備毎に算出すること。]

高圧ガスの種類	設備名	公称能力 m ³ 又はkg	基数	高圧ガスの状態	貯蔵能力 m ³ 又はkg	性能
				圧縮、液化、圧縮 + 液化		「別添機器一覧表のとおり」としておくこと。
				圧縮、液化、圧縮 + 液化		

[続いて、設備毎の計算式を記載すること。]

4 保安物件に対する距離

(1) 設備距離

(高圧ガス設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。)

一般ガス：可燃性又は毒性ガス = L_1 、酸素 = L_2 、その他のもの = L_3 以上の確保
 液化石油ガス： L_1 以上の確保

(高圧ガス設備の第二種設備距離は、事業所敷地内で確保すること。)

一般ガス：可燃性又は毒性ガス = L_2 、酸素 = L_3 、その他のもの = L_4 以上の確保
 液化石油ガス： L_4 以上の確保

平面図に保安距離の範囲を図示し、配置図内に存する最も近い第二種保安物件を明示すること。

高圧カ [*] スの種類	貯蔵能力 又は処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		高圧カ [*] ス設備から敷地境界までの最も近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

(2) 置場距離

(容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離 (l_1) 以上を有すること。)

(容器置場の第二種置場距離 (l_2) は、事業所敷地内で確保すること。)

平面図に保安距離の範囲を図示し、配置図内に存する最も近い第二種保安物件を明示すること。

高圧カ [*] スの種類	容器置場の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		容器置場から敷地境界までの最も近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

5 保安統括者等の選任に関する事項

- ・ 交替制勤務体制の有無

(交替制勤務の有無を記載し、有る場合は、 直 班制であることを記載すること。)

6 製造施設の位置、構造、設備及び製造の方法（法第8条第1号及び第2号）の技術上の基準に関する事項

（技術上の基準に適合していることを該当規則の条項毎に対応して記述すること。

また、内容が示してある図面番号を記載すること。）

(1) 技術上の基準に適合していることを記述した書面

対応条項 一般ガス：定置式製造設備の場合 一般則第6条

：移動式製造設備の場合 一般則第8条

液化石油ガス：定置式製造設備の場合 液石則第6条、第8条

：移動式製造設備の場合 液石則第9条

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 別添資料等

7 その他（設置場所について、都市計画法に基づく区域指定の状況を記述すること。）

(4) 製造計画書に添付して必要になる書類等の作成要領

（概ね、次のような書面又は図面を添付する必要があります。）

事業所全体平面図

事業所境界線を明示のこと。

高圧ガス製造施設の位置を図示すること。

保安距離を図示すること。

火気取扱施設、危険物施設の位置を図示すること。

耐震設計の必要な施設については、ボーリングをした位置を明示のこと。

警戒標の種類及び取付位置を明示のこと。

製造工程の概要を説明した書面及び図面

（精製・化学反応等により高圧ガスを製品として製造しようとする者、又は高圧ガスを利用して化学反応等により製品を生産しようとする者にあつては、添付すること。）

高圧ガス製造フローシート

別添の機器一覧表による個々の機器の整理番号を書き込むこと。

通常の使用状態における液・ガスライン、受入・払出ラインについて、色分け等により分かりやすくすること。

ガス設備、高圧ガス設備及び圧力区分を明確にすること。

除害設備の処理フローも記載すること。

高圧ガス製造施設の配置図

貯蔵設備、処理設備等高圧ガス製造設備の設置位置、大きさ及び設備間距離等を図示すること。

事務所、計器室等人が常駐する場所を図示すること。

次の設備がある場合は図示等をする事。

ア 容器置場（充てんプラットホームを含む）の位置

イ 障壁、防液堤の設置位置

ウ 防消火設備（散水装置を含む）の操作位置等（ポンプの駆動場所、消火栓の位置、消火器の設置位置、本数等）[操作位置と対象設備間の距離も図示のこと。]

エ ガス漏洩検知警報設備の検知部、外部発報部及び濃度指示・警報場所

オ 緊急しゃ断弁の取付位置及び操作位置
[操作位置と対象設備間の距離も図示のこと。]

カ 通報設備の設置位置

キ タンクローリーの停車位置

ガス設備及び高圧ガス設備の配管図

（アイソメ図によるなど、できるだけ立体配管図を添付すること。）

機器一覧表

（貯蔵設備、処理設備、その他の主要高圧ガス設備（塔・槽類、熱交換器類、回転機器類、弁類、配管、及び充てん機、ディスペンサー及びローディングアーム等）等について、設備の種類毎に機器一覧表（様式4）を作成し、さらに、メーカー等が作成した、次の書類を添付すること。）

仕様書及び構造図

強度計算書 [特定設備検査合格品、高圧ガス設備試験合格品及び認定試験者試験等合格品を使用することとしている場合は、省略することができます。]

安全弁にあっては、吹出量計算書

高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

(基礎図には、配筋の太さ、ピッチ、材質等を明示すること。)

耐震設計構造物の計算書

(基礎及び支持構造物についての計算条件及び計算結果の書面であり、一級建築士による確認(押印してあること)を得たものであること。)

容器置場(充てんプラットホームを含む。)の図面

容器置場の寸法、屋根の材質を明らかにすること。

換気口の数、面積、場所等を図示すること。

ガスの種類別に置場を明示すること。

充てん容器置場、残ガス容器置場の区分を明示すること。

容器置場内の通路を明確にしたい場合は、通路を明示のこと。

保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

防火設備の散水配管図、散水量計算書(散水ポンプ能力、圧力損失計算書等)、貯水量計算書

ガス検知警報設備の仕様

除害設備の能力及び仕様

防液堤、障壁等の構造図

保安電力の性能及び設置場所

(5) 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面の作成要領

事業所案内図

最寄りの駅等から事業所までの道順等を明示のこと。

申請事業所と隣接する他事業所等との関係及び民家等付近の状況が示されていること。

高圧ガス製造施設等変更許可

第一種製造者が、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとする際、法第14条第1項に基づいて知事に変更許可の申請を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 申請単位 「許可を受けている製造事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 原則として工事に着手しようとする日の20日前までに行うこと。
標準事務処理日数【20日】（補正日数、祝・休日等を含まない。）

- 3 提出先 福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ
- 4 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- 5 提出部数 正本1部、抄本1部（抄本は、所在地を管轄する各地方振興局用となります。）

なお、抄本には、提出書類一覧に記載してある書類のうち、3変更明細書に添付して必要になる書類の中の、(5)ガス設備及び高圧ガス設備の配管図、(6)機器一覧表及びその仕様書、構造図及び強度計算書等、(7)高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面、(8)耐震設計構造物の計算書を省略することができます。）

6 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請の内容（施設の規模、ガスの種類、保安設備等）によっては、事前協議を行うこと。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域内の事業所にあつては、本変更許可申請の中に、他の保安関係二法（消防法、労働安全衛生法）又はいずれか一法に基づき許可申請又は届出が必要な設備等（法規制の競合）がある場合は、事前に申し出ること。

- (2) 設備メーカーだけでなく、当該事業所の保安係員等の責任者も同行すること。

7 提出書類一覧

高圧ガス製造施設等変更許可申請書（様式5）のほか、次のような書類が必要になります。

必要となる書類		備考
1 申請者の適格性を確認する書類等		
(1)	委任状	代表者以外の者が申請手続きをするとき [様式2の例による]
2	製造施設等変更明細書	[記載例は、8 - (2)の例による]
3 変更明細書に添付して必要になる書類		変更の内容により、次の書類等を適宜添付すること。
(1)	事業所全体平面図	
(2)	製造工程の概要を説明した書面及び図面	
(3)	高圧ガスフローシート	
(4)	高圧ガス製造施設の配置図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前、変更後の図面を作成し添付すること。
(5)	ガス設備及び高圧ガス設備の配管図	
(6)	機器一覧表及びその仕様書、構造図、強度計算書等	[様式4の例による]
(7)	高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面	
(8)	耐震設計構造物に係る計算書	
(9)	容器置場（充てんプラットホームを含む）、処理設備建屋等の図面	
(10)	保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面	

8 提出書類の作成要領

(1) 高圧ガス製造施設等変更許可申請書（様式5）の作成要領

名称（事業所の名称を含む。）

許可を受けた（許可証記載の）事業所名を記入すること。

[例] 法人 : (株) 工場、個人 : 事業所
事務所所在地

法人にあっては登記してある本社所在地の記入欄である。個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

事業所所在地

許可を受けた（許可証記載の）事業所所在地の記入欄である。

代表者氏名及び印

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあっては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

（委任により申請する場合）

申請は、当該法人の代表権を有する者が行うものでありますが、事業所の長等が代理人となって申請することもできます。

この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面（委任状（様式2））を添付すること。

(2) 製造施設等変更明細書の作成要領

製造施設等変更明細書（様式6）の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

< 記載例 >

製造施設等変更明細書

1 製造の目的等

(1) 製造施設の名称

（製造施設の名称を記載すること。）

(2) 変更の目的

（変更の目的を具体的に記載すること。）

(3) 変更の内容

（製造施設又は製造方法の変更の区分を明確にしなが、変更内容を箇条書に簡潔に記載すること。）

2 処理設備の処理能力及び性能

変更 有 ・ 無

(変更がない場合は、現在許可を受けている数値を次の表の変更前の欄に記入し、
他は斜線としてください。)

高圧ガスの種類	設備名	高圧ガスの状態	処理能力 (N m ³ /日)		
			変更前	変更後	増減
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
合 計					

増減欄で、減量の場合は で示すこと。

[続いて、増減する設備の計算式を記載すること。]

(処理能力の算定は、各規則の計算方法に基づき行い小数点以下は四捨五入すること。)

3 貯蔵設備の貯蔵能力及び性能

変更 有 ・ 無

(変更がない場合は、現在許可を受けている数値を次の表の変更前の欄に記入し、
他は斜線としてください。)

高圧ガスの種類	設備名	高圧ガスの状態	貯蔵能力 (m ³ 又はkg)		
			変更前	変更後	増減
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
合 計					

増減欄で、減量の場合は で示すこと。

[続いて、増減する設備の計算式を記載すること。]

(貯蔵設備が、配管によって接続されている場合には合算して算出し、その他の場合には設備ごとに算出すること。)

4 保安物件に対する距離

(1) 設 備 距 離

変更 有 ・ 無

(変更がある場合にあっては、次により記載すること。)

(高圧ガス設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。)

一 般 ガ ス：可燃性又は毒性ガス = L_1 、酸素 = L_2 、その他のもの = L_3 以上の確保
 液化石油ガス： L_1 以上の確保

(高圧ガス設備の第二種設備距離は、事業所敷地内で確保すること。)

一 般 ガ ス：可燃性又は毒性ガス = L_2 、酸素 = L_3 、その他のもの = L_4 以上の確保
 液化石油ガス： L_4 (ケースによっては、 L_5 又は L_6) 以上の確保

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第二種保安物件を明示すること。

高圧カ ^ス の種類	貯蔵能力 又は処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		高圧カ ^ス 設備から敷地境界までの最も近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

(2) 置 場 距 離

変更 有 ・ 無

(変更がある場合にあっては、次により記載すること。)

(容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離 (l_1) 以上を有すること。)

(容器置場の第二種置場距離 (l_2 (ケースによっては、 l_4)) は、事業所敷地内で確保すること。

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第二種保安物件を明示すること。

高圧カ ^ス の種類	容器置場の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		容器置場から敷地境界までの最も近い距離
		法定距離	実距離	法定距離	実距離	

製造施設完成検査

第一種製造者が、製造のための施設の設置、又は位置、構造若しくは設備の変更の工事をした際、法第20条に基づいて知事に完成検査の申請を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 申請単位 製造許可、変更許可の申請ごとに行うこと。
- 2 提出時期 原則として完成検査を受検しようとする日の10日前までに行うこと。
- 3 提出先 福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ
- 4 申請手数料 申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- 5 提出部数 1部
- 6 提出書類一覧

製造施設完成検査申請書（様式7）のほか、次のような書類が必要になります。

	必 要 書 類
1	高圧ガスフローシートに機器番号（成績書の番号）を記載した書類
2	特定設備検査合格証、高圧ガス設備試験等成績証明書、認定試験者試験等成績書又は、コールドエバポレーター移設性能検査合格証の写し等 （なお、この項に該当する機器について、試験証明書の写しの提出により、設備製作時の検査記録は、添付を必要としません。）
3	認定品等がない高圧ガス設備類については、メーカーの自主検査成績書（耐圧試験、気密試験、肉厚、材質等を記録したもの。）及びミルシート
4	配管（認定配管を除く。）については、工事施工会社の耐圧試験等成績書（試験実施年月日、実施場所、気温、試験範囲、圧力、試験流体、保持時間及び立合者等を明記したもの。）及び検査実施時の写真（配管全系及び圧力計の指針が読みとれるもの。）、ミルシート
5	設備の基礎及び障壁の構造、工程がわかる写真等
6	保安設備の検査記録
7	圧力計、液面計等の計測機器の基準器との比較検査成績書
8	その他 技術上の基準に係る項目の資料

7 完成検査の検査項目

製造施設設置位置及び設備レイアウトの確認（保安距離の実測を含む。）

高圧ガスフローシートにより機器との照合（機器番号のチェック）

機器と成績書との照合（機器番号の確認と性能のチェック）

常用圧力以上による気密試験

保安設備の作動試験

(ガス漏洩検知警報設備、緊急しゃ断弁、散水・防火設備、除害設備等の作動テストを
作動までの時間を計測しながら実施)

その他、技術上の基準に係る項目についての確認

8 受検にあたっての留意事項

- (1) 受検希望日の調整、検査内容等の確認のため、担当者と事前打合せを行うこと。
- (2) 完成検査当日は、現地において当該事業所の保安係員等保安責任者が必ず立ち会うこと。

9 高圧ガス保安協会・指定完成検査機関が行う完成検査

県が行う完成検査の代わりに、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定するもの(「指定完成検査機関」)が行う完成検査を受け、法定の技術基準に適合していると認められ、その旨を県に届け出た場合は(届出は速やかに行うこと。)、県の完成検査を受ける必要はありません。この、具体的な手続きについては、高圧ガス保安協会か当該指定完成検査機関に問い合せてください。

10 認定完成検査実施者

設備等の変更の工事については、事業所(第一種製造者)自らが、完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(「認定完成検査実施者」)が、法令の規定に従って検査記録を県に届け出れば、県や指定完成検査機関等の完成検査を受ける必要がありません。

この認定を受けるためには、社内組織面等での多くの要件をクリアし、また多額の費用がかかりますので、詳細は経済産業省保安課(関東東北産業保安監督部東北支部)又は県へ問い合わせてください。

11 完成検査不要の変更工事

完成検査不要となる工事の範囲

ガス設備(耐震設計構造物に係る特定設備を除く)の取り替え又は設置位置の変更(高圧ガス設備の取り替えについては認定品又は特定設備検査合格品への取り替えに限る)の工事であって、処理能力の変更が変更前の20%以内の増減のもの

処理能力が100(第1種ガスは300)m³/日未満の製造設備(耐震設計構造物に係るものを除く)の追加の変更工事で、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの、かつ他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれがないもの

危害予防規程の届、変更届

第一種製造者が、危害予防規程を定め、法第26条第1項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 製造事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期
(新規) 製造許可を受けた日以後、製造開始予定日の15日前までに行うこと。
(変更) 変更の必要が生じたときに行うこと。
- 3 提出先 福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ
- 4 提出部数 正本2部(1部は申請者への返戻用となります。)
- 5 提出書類一覧

危害予防規程届書(様式8)のほか、次のような書類が必要になります。

区 分	必 要 書 類
新規の場合	ア 危害予防規程
	イ 設備管理基準、運転基準、定期自主検査基準 等
変更の場合	ア 変更した危害予防規程
	イ 変更の明細を記載した書面(新旧対照表等)

高圧ガス保安統括者届等

第一種製造者が、保安統括者等を選任又は変更に伴い選・解任し、法第27条の2第5項・第6項、第27条の3第3項及び第33条第3項（一般高圧ガス保安規則第64条第2項又は液化石油ガス保安規則第62条第2項に該当する第一種製造者に係る高圧ガス保安責任者等届書を含む。）に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

なお、保安統括者の代理者以外の各代理者については、選任する必要はありますが、届出の義務付けはありません。

1 届出単位 製造事業所ごとに行うこと。

2 提出時期

(1) 保安統括者及びその代理者

（新規選任）製造開始予定日の15日前までに行うこと。

（変更選解任）変更が生じたときに遅滞なく行うこと。

(2) 保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員

（新規選任）製造開始予定日の15日前までに行うこと。

（変更選解任）その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの期間内にした選解任について、当該期間終了後遅滞なく行うこと。

3 提出先 福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ

4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用となります。）

5 提出書類一覧

(1) 保安統括者を選任する必要のある第一種製造者の場合

新規選任又は変更選解任する区分	届出様式
保安統括者	高圧ガス保安統括者届書（様式9）
保安統括者代理者	高圧ガス保安統括者代理者届書（様式12）
保安技術管理者	高圧ガス保安技術管理者等届書（様式10）
保安係員	
保安主任者	高圧ガス保安主任者等届書（様式11）
保安企画推進員	

そのほか、次のような書類が必要になります。

	区 分	必 要 書 類
1	保安管理組織一覧表	[様式 9 等添付の参考書式の例による]
2	保安統括者及びその代理者	経歴書又は履歴書
	保安技術管理者	経歴書又は履歴書、製造保安責任者免状の写し
	保 安 係 員	経歴書又は履歴書、製造保安責任者免状の写し
	保 安 主 任 者	経歴書又は履歴書、製造保安責任者免状の写し
	保安企画推進員	経歴書又は履歴書

変更選解任の際の提出時期は、上記「2 提出時期(2)」によらず、選解任の都度届け出ることも可能です。

(2) 保安統括者を選任する必要のない第一種製造者(一般則第64条第2項、液石則第62条第2項の該当事業所)の場合

保安統括者に匹敵する者を最高保安責任者(呼称は随意)、保安係員に準じる者を保安監督者といいます。選解任等の届出について、法的義務は課せられていませんが、自主的に届出をするようお願いしております。

高圧ガス保安責任者等届書(様式13)のほか、次のような書類が必要になります。

	区 分	必 要 書 類
1	保安管理組織一覧表	[様式 1 3 添付の参考書式の例による]
2	最 高 保 安 責 任 者	(自主的選任につき添付書類不要)
	保安監督者及びその代理者	経歴書・履歴書又は製造保安責任者免状の写し、特定高圧ガスの取り扱いに関する講習修了証の写し等

6 保安統括者等の職務及び法令講習の義務等

区 分	職 務	講 習 の 有 無
保安統括者 法第27条の2	<法第32条第1項> ・高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。	
保安技術管理者 法第27条の2	<法第32条第2項> ・保安統括者を補佐して、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。	
保安主任者 法第27条の3	<法第32条第4項> ・保安技術管理者を補佐して、保安係員を指揮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・免状の交付を受けた日の翌年度の開始の日から3年以内 ・免状の交付又は講習を受けた日から2年6月以上経過して選任された場合は、6月以内 ・第1回の講習を受けた日の翌年度の開始の日から5年以内に2回目の講習 ・第3回目以降、同じ
保安係員 法第27条の2	<一般則第76条、液石則第74条> 製造施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合するよう監督すること 製造の方法が技術上の基準に適合するよう監督すること 定期自主検査の実施を監督すること 製造施設及び製造の方法についての巡視及び点検を行うこと 作業標準、設備管理基準及び協力会社管理基準並びに災害の発生又はその恐れがある場合 の措置基準に関し、助言を行うこと 災害の発生又はその恐れがある場合における応急措置を実施すること	保安主任者の講習に同じ
保安企画推進員 法第27条の3	<一般則第77条、液石則第75条> 危害予防規程の立案及び整備 保安教育計画の立案及び推進 保安に関する基本的方針の立案 作業標準、設備管理基準及び協力会社管理基準並びに災害の発生又はそのおそれがある場合の措置基準に関し、指導及び勧告 防災訓練の企画及び推進 災害が発生した場合におけるその原因の調査及び対策の検討 保安に関する情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・選任された日から6月以内 ・第1回の講習を受けた日の翌年度の開始の日から5年以内に2回目の講習 ・第3回目以降同じ
最高保安責任者	<危害予防規程の定めによる。> ・高圧ガスに関する保安業務を統括管理（統括し、保安教育を実施）する。	
保安監督者 一般則 第64条2項 液石則 第62条2項	<一般則第64条2項、液石則第62条2項及び危害予防規程の定めによる。> ・高圧ガスの製造に係る保安について、全般的に監督（部下を直接指揮し、その作業の監督）する。	

7 保安統括者等の選任資格区分

事業所類型		保安統括者	保安技術管理者	保安主任者	保安係員	保安企画推進員	最高保安責任者	保安監督者	
保安統括者の選任不要設備	移動式製造設備 (Air, LO ₂ , LN ₂ , LAr, LHe, 液化フッ化水素, LCO ₂ の製造)	-	-	-	-	-	()	()	
	気化器、減圧弁等による製造 (O ₂ G, N ₂ G, ArG, HeG, CO ₂ G の製造)	-	-	-	-	-	()	()	
	容積10m ³ (Air, N ₂ G)以下のタンク、水圧蓄圧機、アキュムレータの使用	-	-	-	-	-	()	()	
	処理能力千m ³ 未満のスクラバ化装置用等呼吸用の空気充てん設備	-	-	-	-	-	()	()	
	処理能力2.5万m ³ 未満のオートガスの充てん設備	-	-	-	-	-	()	()	
	液石法上の充てん設備	-	-	-	-	-	()	()	
定置式製造設備	処理能力が25万m ³ 未満の製造者								
	不活性、可燃性ガスの製造気化器、減圧弁による可燃性又は毒性ガスの製造消費のための製造 (LPガスは50万m ³ 未満まで)		×	×		×	-	-	
	LPガスの充填(50万m ³ 未満まで)		×	×		×	-	-	
	上記以外の製造等								
	ア. 保安統括者に資格者を選任している製造者		×	×		×	-	-	
	イ. その他の製造者			×		×	-	-	
	処理能力が25万m ³ 以上～100万m ³ 未満の製造者								
ア. 保安統括者に資格者を選任している場合		×	×		×	-	-		
イ. その他の製造者			×		×	-	-		
処理能力が100万m ³ 以上の製造者 (充填所の場合は、200万m ³ 以上。保安用不活性ガスは0m ³ 、その他の不活性ガス及び空気は1/4として計算する。)									
ア. 保安統括者に資格者を選任している場合		×					-	-	
イ. その他の製造者							-	-	
移動式製造設備	処理能力100万m ³ 未満		×	×		×	-	-	
	処理能力100万m ³ 以上 (不活性ガス、空気は1/4として計算。)		×				-	-	

注1) 記号の説明

() 自主的な選任、
 × 一定の資格者の選任が必要、
 - 選任が必要、
 注2) 代理者の選任についても、表に従い選任のこと。 - 該当しない項目、

8 保安統括者等の選任方法

(1) 一般高圧ガス保安規則該当事業所

区 分	選 任 方 法	資 格 要 件
保 安 統 括 者	事業所ごと	な し
保安技術管理者	事業所ごと	処理能力 100万 m ³ 以上 甲化、甲機 処理能力 100万 m ³ 未満 甲化、乙化、甲機、乙機 実務経験は、一般則第65条 1項に定めるもの。 (保安統括者に同様の有資格者を選任している 場合は、選任不要。)
保 安 主 任 者	製造施設の区分ごと	甲化、乙化、甲機、乙機 高圧ガスの製造に関する 1年以上の経験
保 安 係 員	製造施設の区分ごと 交替制をとっている ときは直ごと	甲化、乙化、丙化、甲機、乙機 高圧ガスの製造に関する 1年以上の経験
保安企画推進員	事業所ごと	資格は、一般則第70条の規定による。
最高保安責任者	事業所ごと	な し
保 安 監 督 者	原則 製造施設ごと	資格は、一般則第64条第2項の規定による。

(2) 液化石油ガス保安規則該当事業所

区 分	選 任 方 法	資 格 要 件
保 安 統 括 者	事業所ごと	な し
保安技術管理者	事業所ごと	処理能力 100万 m ³ 以上 甲化、甲機 処理能力 100万 m ³ 未満 甲化、乙化、甲機、乙機 丙化(丙特を除く) 実務経験は、液石則第63条 1項に定めるもの。 (保安統括者に同様の有資格者を選任している 場合は、選任不要。)
保 安 主 任 者	製造施設の区分ごと	甲化、乙化、甲機、乙機、丙化(丙特を除く) 液化石油ガスの製造に関する 1年以上の経験
保 安 係 員	製造施設の区分ごと 交替制をとっている ときは直ごと	甲化、乙化、丙化、甲機、乙機 可燃性ガスの製造に関する 1年以上の経験
保安企画推進員	事業所ごと	資格は、液石則第68条の規定による。
最高保安責任者	事業所ごと	な し
保 安 監 督 者	原則 製造施設ごと	資格は、液石則第62条第2項の規定による。

高圧ガス製造開始（廃止）届

第一種製造者が、高圧ガスの製造を開始したとき、又は廃止したとき、法第 21 条第 1 項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 製造事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 （開始届） 製造開始後遅滞なく行うこと。
（廃止届） 廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ
- 4 提出部数 正本 1 部
- 5 提出書類 高圧ガス製造開始届書（様式 14）、又は廃止届書（様式 15）によること。
- 6 留意事項
 - (1) 廃止にあたっては、原則として設備の撤去を行い、写真等を添付すること。（直ちに撤去することが困難な場合は、実ガスを適切に処理し、保安上安全な措置を採ること。）
 - (2) 廃止届は製造施設を全て廃止する場合であり、施設（設備）の一部廃止（休止）は「休止届」（「場合によっては「変更許可」）となるので注意すること。

保安検査

第一種製造者が、法第35条に基づいて保安検査の申請を行うときに、必要な手続は、次のとおりです。

1 申請単位 製造事業所ごとに行うこと。

2 提出時期 原則として保安検査の受検予定日の1カ月前までに行うこと。

3 提出先

(県が行う保安検査の場合) 所在地を管轄する地方振興局

(高圧ガス保安協会が行う保安検査の場合) 高圧ガス保安協会東北支部

(指定保安検査機関が行う保安検査の場合) 当該指定保安検査機関

4 申請手数料

(県に申請する場合) 申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。

(高圧ガス保安協会に申請する場合) 協会指定の金融機関の口座振込又は郵便為替によること。

(指定保安検査機関に申請する場合) 当該指定保安検査機関に確認すること。

5 提出部数 1部

6 提出書類 保安検査申請書(様式16)が必要になります。

なお、高圧ガス保安協会等が実施する保安検査の申請にあっては、当該実施機関の指示に従ってください。

7 保安検査当日準備する書類等

保安検査当日、受検場所で検査員に提示できるよう準備しておくこと。

高圧ガス製造許可申請書

高圧ガス製造施設等変更許可申請書

危害予防規程

保安管理組織図

危害予防規程に基づく各種規程類

設備管理台帳

定期自主検査記録表

日常点検実施記録表

保安教育の実施記録

その他保安検査のため参考になる書類等

8 検査受検にあたっての留意事項

(1) 受検希望日の調整、試験内容等の確認のため、担当者と事前打合せを行うこと。

(2) 保安検査当日は、現地において当該事業所の保安係員等保安責任者が必ず立ち会うこと。

9 保安検査受検届書

高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が実施する保安検査を受検した場合は、保安検査受検届書（様式 17）が必要になります。

所在地を管轄する地方振興局に、保安県査証の交付を受けてから、すみやかに提出してください（提出部数 1 部）。

高圧ガス製造施設軽微変更届

第一種製造者が、製造のための施設の位置、構造若しくは設備について「軽微な変更の工事」に該当する工事を完成し、法第14条第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 製造事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 工事完成後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

高圧ガス製造施設等軽微変更届書（様式18）のほか、次のような書類が必要になります。

	必要となる書類	備考
1	製造施設等軽微変更明細書	[記載例は、7項のとおり]
2	変更明細書に添付して必要になる書類	軽微変更の内容により、次の書類等を適宜添付すること。
(1)	事業所全体平面図	
(2)	製造工程の概要を説明した書面及び図面	
(3)	高圧ガスフローシート	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前、変更後の図面を作成し添付すること。
(4)	高圧ガス製造施設の配置図	
(5)	ガス設備及び高圧ガス設備の配管図	
(6)	変更する機器一覧表及びその仕様、構造図、強度計算書等	[様式4の例による]
(7)	認定試験者試験等成績書の写し	
(8)	変更箇所の写真又は記録	

6 軽微な変更工事の範囲

高圧ガスの処理量（製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去による場合を除く。）及び製造施設の位置の変更を伴わないものであり、次のようになります。なお、具体的には県に照会してください。

施 設 区 分		軽 微 な 工 事 の 範 囲
1	高 圧 ガ ス 設 備	じょ限量百万分の一未満のガスが通る高圧ガス設備以外であって認定試験者試験合格品又は高圧ガス保安協会の試験合格品（ただし、特定設備を除く。）の取替え
2	ガス設備（高圧ガス設備以外）	じょ限量百万分の一未満のガスが通るガス設備以外のガス設備（材質及び気密性が同等）の変更
3	ガス設備以外の製造施設	設備の変更の工事
4	製 造 設 備	製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない撤去の工事

7 製造施設等軽微変更明細書の作成要領

製造施設等軽微変更明細書の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

< 記載例 >

製造施設等軽微変更明細書

1 変更の目的等

(1) 製造施設の名称

（製造施設の名称を記載すること。）

(2) 変 更 の 目 的

（変更の目的を具体的に記載すること。）

(3) 変 更 の 内 容

（製造施設又は製造方法の変更の区分を明確にしながら、変更内容を箇条書に簡潔に記載すること。）

2 処理設備の処理能力及び性能

(処理能力が減少する場合は、次の表を作成してください。)

高圧ガスの種類	設備名	高圧ガスの状態	処理能力 (N m ³ /日)		
			変更前	変更後	減少
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
合 計					

[続いて、撤去設備の処理能力計算式を記載すること。]

3 貯蔵設備の貯蔵能力及び性能

(貯蔵能力が減少する場合は、次の表を作成してください。)

高圧ガスの種類	設備名	高圧ガスの状態	貯蔵能力 (m ³ 又はkg)		
			変更前	変更後	減少
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
		圧縮、液化、圧縮 + 液化			
合 計					

[続いて、撤去設備の貯蔵能力計算式を記載すること。]

8 製造施設等の変更明細書に添付して必要になる書類等の作成要領

(変更の内容により、「5 提出書類一覧」による書類を適宜添付すること。

記載方法は、製造許可の手続きの項(8 - (4) 製造計画書に添付して必要になる書類等の作成要領(9頁))を参照のこと。

なお、変更箇所が複雑な図面等にあつては、変更部分が明確になるよう色分けするとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。)

代表者等変更届

第一種製造者が、代表者、名称等を変更し、知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 製造事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

代表者等変更届書（様式19）のほか、次のような書類が必要になります。

区分	変更の内容	必要添付書類
法人の場合	名称及び事務所所在地の変更	登記事項証明書
	代表者の変更	登記事項証明書
	事業所名称の変更	特になし
	住居表示の変更による事務所又は事業所所在地の変更	市町村発行の証明書
個人の場合	事務所所在地の変更	住民票
	同一人で氏名の変更	戸籍謄本又は抄本
	事業所名称の変更	特になし
	住居表示の変更による事務所又は事業所所在地の変更	市町村発行の証明書

注) 高圧ガスに係る申請等を事業所の長等に委任する第一種製造者に係る代表者の変更届出にあつては、同時に新しい委任状を提出することが望ましい。

高圧ガス製造施設休止届

第一種製造者が、製造施設の一部を休止して、一般高圧ガス保安規則第79条第2項及び液化石油ガス保安規則第77条第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 製造事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 必要が生じたとき。
- 3 提出先 福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用となります。）
- 5 提出書類一覧

高圧ガス製造施設休止届書（様式20）のほか、次のような書類が必要になります。

	必 要 添 付 書 類
1	使用を休止した特定施設の範囲及び位置等を明示した図面
2	当該特定施設に対する保安上の措置を記載した図面

6 休止届にあたっての留意事項

- (1) 「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1カ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換するなどの措置が講じてある状態のものをいいます。

なお、貯槽については、貯槽ごとに休止施設の単位とすることができます。

- (2) 休止施設の休止期間については休止届出を受理してから3年を限度とします。その限度を超えて継続する場合にあっては、新たに休止届が必要になります。
- (3) 第一種製造者がすべての製造施設を休止する場合は、休止ではなく廃止届が必要となりますので注意してください。

第一種製造事業承継届

第一種製造者の地位を承継した者が、法第10条第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 製造事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 承継後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 福島県生活環境部県民安全領域消防保安グループ
- 4 提出部数 正本1部
- 5 提出書類一覧

第一種製造事業承継届書（様式21）のほか、次のような書類が必要になります。

区分	必要添付書類
法人の場合	登記事項証明書及び定款
	合併又は分割の事実を証明する書面（契約書の写し、議事録の写し等）
個人の場合	住民票
	戸籍謄本
	相続同意証明書（法定相続人全員の証明が必要）

ここでいう分割とは、当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限ります。

なお、承継届は、相続、合併又は分割の場合のみに認められるもので、それら以外の譲渡等の場合（売買、贈与等）は、新たに法第5条の許可が必要になります。

また、相続とは、製造施設の包括承継のみを意味し、分割承継は相続とみなしません。